

中学生・高校生
保護者用

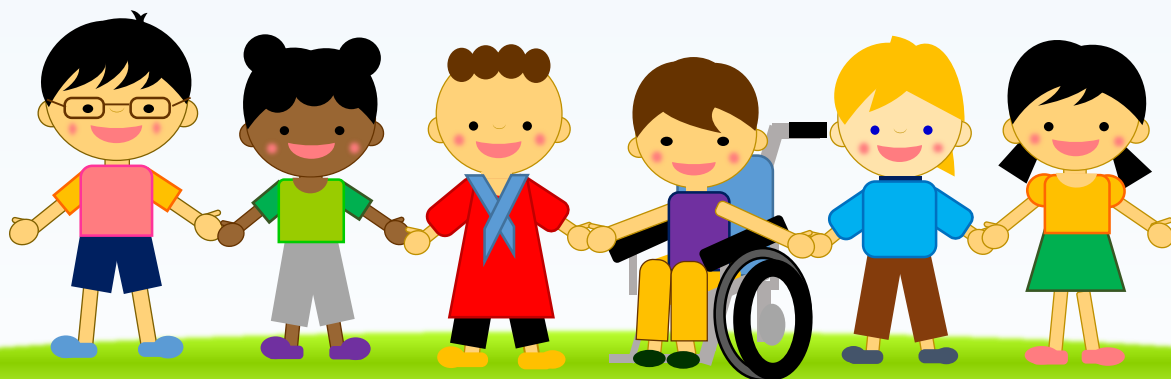


伊丹市マスコット たみまる

「こどもまんなか社会」をめざして

みんなで学ぼう！

子どもの権利条約



令和6年（2024年）6月

伊丹市教育委員会

●「子どもの権利条約」とは？

世界中の子どもたちみんなが、「幸せに暮らせるように」といった願いを込めて、児童に対して特別な保護を与える事の必要性について、1989年11月に国際連合の総会で採択されたものです。日本は1994年にこの条約を締結しています。2021年現在、国連加盟国数を上回る196の国と地域で締結され、世界で最も広く受け入れられている人権条約となりました。



伊丹市マスコット たみまる

●条約の内容とは？

「子どもの権利条約」は、世界中の子ども(18才未満)のためのものです。人種や皮膚の色、性、宗教、政治的な意見、出生などに関わらず、すべての子どもたちの権利及び自由を保障しています。

生命はかけがえのないものです。大人は、全ての子どもの生命を守り、子どもたちが健やかに成長するよう努力しなければなりません。「子どもの権利条約」には、このことについて、54条の条文で書かれており、その内容は4つの柱からできています。

い
生きる
けんり
権利

そだ
育つ
けんり
権利

まも
守られる
けんり
権利

さんか
参加する
けんり
権利





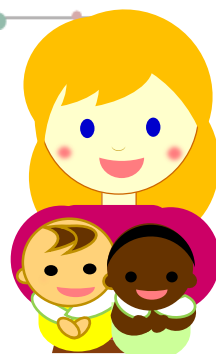
伊丹市マスコット たみまる

い け ん り ～「生きる権利」～

みなさんには、全ての人から大切にされ、健康で安全に生活を送る権利があります。心や体がしんどいときは、一人で抱え込まず、周りの大人や友達に相談しましょう。必ずあなたの力になってくれる人がいます。

第2条 差別の禁止

国や言葉、文化、宗教の違い、どんな意見を持っているかや心や体に障がいがあるかないか、家庭の経済状況等によって差別されません。大切なのは、互いの違いを認め尊重し合うことです。



第3条 子どもにとってよいことを

子どもに関係のあることを行うときは、「子どもにとって最も良いことは何か」ということを第一に考えなければなりません。

第5条 親の指導を尊重

親(保護者)は、子どもの心やからだの発達に応じて適切な指導をしなければなりません。子どもの指導について、親(保護者)の意見は大切にされます。

第6条 生きる権利、育つ権利

子どもはみんな、健康で安全に生きる権利と育つ権利を持っています。大人はその権利を守るために、できる限りの事をしなければなりません。



●保護者のみなさまへ

日々の生活の中で、子どもたちもストレスを感じています。子どもの小さな変化を見逃さないようにしなければなりません。

～「育つ権利」～



伊丹市マスコット たみまる

みなさんには、教育を受けたり、休んだり遊んだりする権利があります。
また自分の考えや信じることの自由が守られ、自分らしく成長することができます。

第23条 障がいのある子ども

心や体に障がいがあっても、その子どもの個性や誇りが傷つけられてはなりません。
その人がその人らしく、自分の力で社会生活を送れるように、教育や福祉サービス、雇用のための準備、レクリエーションの機会が与えられなければなりません。

第28条 教育を受ける権利

第29条 教育の目的

全ての子どもには、教育を受ける権利があり、学びたい時に学べる機会が保障されています。それは、自分の力を伸ばすためです。教育によって、互いの人権を尊重し、責任ある行動をとれる力が育まれます。

また、学校のきまりは、人はだれでも大切にされるという考え方から外れるものであってはなりません。



第31条 休み、遊ぶ権利

子どもには、休んだり遊んだり、文化芸術活動に参加する権利があります。

●中学生・高校生のみなさんへ

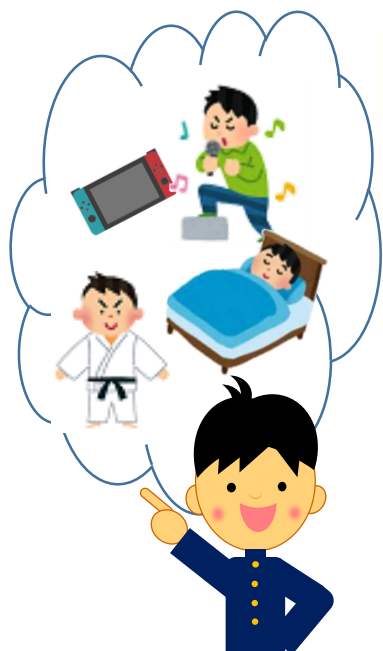
学校も1つの社会です。みんなが楽しく学校生活を送れるように、協力しましょう。

また、さまざまなことに興味・関心を持ち、自ら学ぶことは、自分を守り、より豊かに生きる力をつけることにつながります。

●保護者のみなさまへ

子どもと話をして、子どもが何をやりたいのか、理解する必要があります。

他の子どもと比較するのではなく、子ども一人ひとりの個性を認めることが大切です。



ま も け ん り ～「守られる権利」～

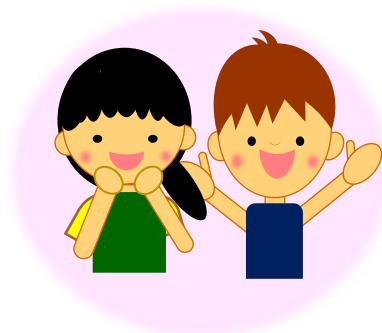


伊丹市マスコット たみまる

みなさんには、親や大人から暴力をうけたり、心を傷つけられたり、放ったらかしにされることがないように守られる権利があります。

第18条 子どもの養育はまず親に責任

子どもを育てる責任は、まずその親(保護者)にあります。



第19条 虐待などからの保護

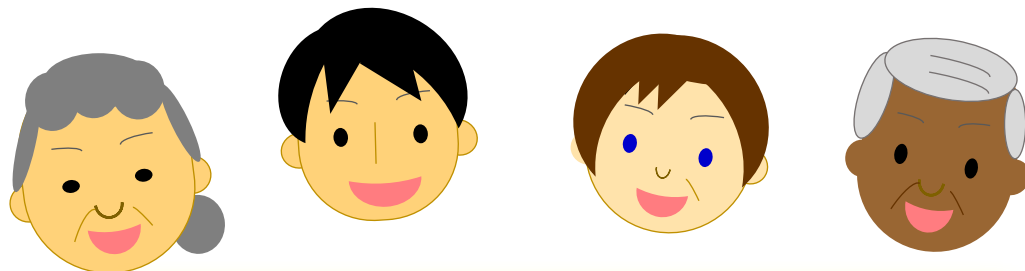
第33条 麻薬・覚せい剤等からの保護

第34条 性的搾取さくしゅからの保護

子どもが暴力を振るわれたり、放ったらかしにされる等、心や体を傷つけられたり、むごい扱いをされないよう、大人は協力して子どもを守らなければなりません。

第30条 少数民族、先住民の子ども

少数民族の子どもや、もともとその土地に住んでいる人々の子ども、国籍の違う子どもが、その民族、その国の文化や宗教、言葉を大切に思う心を尊重しなければなりません。



●保護者のみなさまへ

すべての子どもたちは、大人と同じように人格を持った大切な存在です。虐待や危険な目にあうことなく、安心して暮らせるよう、多くの大人が目を配り、守ることが大切です。



伊丹市マスコット たみまる

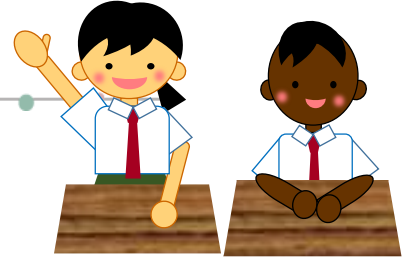
さん か けん り ～「参加する権利」～

みなさんには、自分の考えを自由に表したり、社会の活動に参加したりする権利があります。

第12条 意見を表す権利

第13条 表現の自由

自分の考えを口頭や文章、絵、歌などで自由に表現することができます。しかし、相手の話にも耳を傾けることや、他の人に迷惑をかけないように配慮する必要があります。また大人は、子どもの年齢や精神の成長に応じて意見を聞かなければなりません。



第15条 結社・集会の自由

社会の一員として、仲間と社会の活動に参加することができます。ただし、そのことで周りの人に迷惑をかけたり、相手の自由や権利を奪ったり、他の人の安全を脅かしたりしないよう考えなければなりません。

第16条 プライバシーの保護

自分のことや家族のこと等、他の人に知られたくないことについて、勝手に調べたり、そのことで名誉や信用を傷つけられることはあってはなりません。



●中学生・高校生のみなさんへ

みなさんも、社会の一員として、意見を言うことができます。生徒会活動や学級活動等で、積極的に意見を出し合い、よりよい学校・学級づくりをしていきましょう。また、学校や地域にある、グループやサークルに積極的に参加し、いろいろな人との関わりを通して自分自身の視野を広げましょう。



宮部 暉一郎 さん

令和5年度伊丹市人権週間記念ポスター優秀作品より

伊丹市教育委員会
Tel 072-780-3534
Fax 072-784-8083
E-mail gakkyou@itami.ed.jp